

【資料1】

企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県教育情報化推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和7年度秋田県公立学校における1人1台端末の導入業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 件名 令和7年度秋田県公立学校における1人1台端末の導入業務（Chrome）
- (2) 仕様等 別添【資料2】仕様書のとおり

2 協議会事務局

秋田県教育庁義務教育課 学力向上・教育情報化推進チーム
住所 〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎7階）
電話 018-860-5144 E-mail gikyo@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 令和7年4月7日（月）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和7年4月11日（金）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答の掲示 令和7年4月16日（水）
- (4) 参加申込書の提出期限 令和7年4月18日（金）午後5時まで
- (5) 企画提案書の提出期限 令和7年4月23日（水）午後5時まで
- (6) 企画提案審査会の実施 令和7年5月14日（水）～16日（金）
のいずれか1日（予定）
（詳細は令和7年4月24日（木）以降に
連絡します。）
- (7) 審査結果の通知 令和7年5月20日（火）まで

4 必要書類の様式

参加に必要な書類は、県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「教育庁義務教育課」のページに掲載します。

5 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式4】実施要領等に関する質問票により、上記2の事務局宛てに電子メールにて提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年4月11日（金）午後5時まで
- (2) 回答方法

質問のあった日から5日以内に電子メールにより随時回答するほか、質問及び回答の内容を令和7年4月16日（水）に、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「教育庁義務教育課」のページに掲載します。

6 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とし
ます。

(1) 単独企業で参加する場合

ア 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6
条に基づく物品供給業者等登録名簿に掲載されており、業種種別「OA機器・通信
用機械器具類」に登録していること。

イ 企画提案競技参加申込書の提出日において、秋田県物品供給業者資格効力の停止
措置を受けていないこと。

ウ 過去5年以内に本業務と同種業務（学習者用・指導者用コンピュータの導入等）
の実績を有する者であること。

エ 賃貸借契約が可能、又はリース会社との連携が可能な者であること。

(2) 共同企業体で参加する場合

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

イ 全ての構成員が上記（1）ア～エの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本競技に単独又は他の共同企業体の構成員
として参加していないこと。

7 参加申込手続

企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を持参、郵送又は電子メールにより提出
してください。

(1) 提出書類

ア 【様式1】 企画提案競技参加申込書

イ 【様式2】 会社概要及び同種業務受託実績

ウ 共同企業体の場合は【様式3】 共同企業体協定書の写し

(2) 提出期限 令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着）

(3) 留意事項

ア 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。

イ 提出書類を持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに上記2の事務局
に提出してください。

8 企画提案書等の提出

参加者は、次の書類を持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

サイズはA4判としてください。

仕様書を満たし、【資料3】 評価項目を網羅した提案書としてください。

なお、追加提案がある場合はその旨を明記し、内容、費用等を提示してください。

イ 見積書 6部（正本1部、副本5部）

仕様書別紙2、別紙3の「オプション構成」欄に記載された各自治体の導入要望
に応じた、各自治体の金額（総額及び次の内訳）が分かるもの

・端末本体・周辺機器（ハードウェアキーボード、タッチペン、学習用ツール、端末
管理機能（MDM）の金額内訳を含む）1台あたり金額（税込）

・設置・据え付け費 1台あたり金額（税込）

- ・リース料率（賃貸借の場合）

なお、見積額が仕様書の「5. 上限費用（オプション等を除く）」を上回った場合は審査の対象としません。

(2) 提出期限 令和7年4月23日（水）午後5時まで（必着）

(3) 留意事項

ア 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。

また、提出期限までに提出しない参加者は辞退したものとみなします。

イ 提出書類を郵送する場合は、封書に「1人1台端末の導入業務（Chrome）企画提案書在中」と記載してください。

ウ 提出書類を持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに上記2の事務局に提出してください。

エ 提出できる企画提案書は、1参加者1案とします。

オ 上記2の事務局が受理した提出書類は、これを書き換えたり撤回したりすることはできません。

9 企画提案競技の審査と契約候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

審査はプレゼンテーション審査とし、企画提案審査会で優れていると認められた順に順位を付け、最も優れた企画を提案した者を契約候補者として選定します。

プレゼンテーションの詳細については、事務局から電子メールで通知します。

(2) 結果の通知

審査の結果は、参加者に電子メールで通知します。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

上記9により選定された契約候補者と各自治体が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、その見積額及び内容を確認し、契約手続きを行います。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と各自治体との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案金額と同額になるとは限りません。また、調達する自治体で当該年度において予算が成立しないなど特別な事情が発生した場合は契約締結ができないこともあります。

(2) 企画提案競技及び契約の不成立等

上記9により選定された契約候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消し、次に優れた企画を提案した者を契約候補者として選定します。

(3) 賃貸借契約の留意事項

本業務は秋田県の「公立学校情報機器整備事業」の補助対象となります。賃貸借契約の場合、自治体とリース契約事業者が共同で補助金交付申請書を提出し、補助金の交付先はリース契約事業者となりますので御留意願います。

補助金交付申請書を提出する際は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請してください。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

実績報告書を提出する際は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、

当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出してください。

(4) 経費内訳について

本業務は秋田県の「公立学校情報機器整備事業」の補助対象となるため、契約時に補助対象経費と補助対象外経費が分かるように内訳書を作成し、各自治体に提出してください。また、実績報告等の際に必要な資料の作成及び提供に協力してください。

11 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止します。
- (2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。
- (3) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

12 その他

- (1) 参加者が協議会に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案競技及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 参加者が企画提案競技に要する費用は、参加者が負うものとします。
- (5) 企画提案競技に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとします。